

12月3日から9日は障害者週間です



「障害者週間」は、広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

市でも第4次吉川市障がい者計画を策定し、「自立と社会参加の実現、地域生活の促進」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、共に助け合い地域で安心して暮らしていけるまちを目指して取り組んでいます。



相談

仕事

障がい者相談支援センター「すずらん」

障がい者やその家族が抱える問題や悩みを解決するため、「障がい者相談支援センター」を設置しています。暮らし、家庭、学校、仕事のことなどまずはお気軽にご相談ください。

対象:市内在住で、身体・知的・精神障がいなどがあり、原則障害者手帳をお持ちの方

利用料:無料

日時:月～金(祝を除く)午前9時～午後6時

問合せ:☎981・8510 FAX999・6854

障がい者就労支援センター「レゴリス」

「仕事を始めても、いつも長続きしない」「自分に向いている仕事が見つからない」などの就労の悩みを解決するため「障がい者就労支援センター」を設置しています。お気軽にご相談ください。

対象:市内在住で、身体・知的・精神障がいなどがあり、原則障害者手帳をお持ちの方

利用料:無料

日時:月～金(祝を除く)午前9時～午後5時

問合せ:☎999・6509 FAX999・6854

ノブくんスマイル基金

(障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金)

障がいのあるお子さんを持つ保護者の方から寄附金をいただき、障がい福祉施策の発展に活用するため基金を設置し、寄附者のお子さんの愛称から「ノブくんスマイル基金」と名付けました。

お預かりした寄附金は、障がい者の職場実習応援金など障がいのある人が愛着のある吉川市で安心して暮らしていくための支援施策として、大切に活用させていただいています。

寄附金控除も対象です。温かいご支援をお待ちしています。



必要な人のために空けておこう



市役所をはじめとする公共施設やショッピングセンターなどさまざまな場所に「障害者用駐車場」が設置されています。この駐車スペースは車いす使用者や体の不自由な高齢者、障がい者など車の乗り降りや移動に支援や配慮が必要な人のためにある場所です。

必要がない人は駐車しないようにし、思いやりを持って行動しましょう。



障がい者無料法律相談110番

障がい者、またはそのご家族や関係者の方々の法律相談に弁護士が電話とファクスでお答えします。

費用:無料※電話料金は自己負担です。

日時:12月9日(金)午前10時～午後4時

相談専用ダイヤル:☎048・864・1666 FAX048・864・1677※ファクスでの相談の場合は連絡先を明記してください。

問合せ:埼玉県弁護士会法律相談センター☎048・710・5666

問合せ:障がい福祉課☎982・5238 FAX981・5392